

明治期群馬県の鉱泉行政の実態について

— 県内鉱泉販売取締の分析を中心に —

田ノ上 和 宏

えりあぐんま 第 16 号 抜刷

群馬地理学会 (2010年6月)

明治期群馬県の鉱泉行政の実態について -県内鉱泉販売取締の分析を中心に-

田ノ上和宏（群馬大学教育学研究科・院生）

I. はじめに

近年、温泉地の多くはマスツーリズム後の問題に直面している。温泉地の宿泊施設の多くは、マスツーリズムに対応して、投資を行い、設備を拡張した。しかし、旅行の個人化などが進み、マスツーリズムとは異なる旅行形態が主となった今日では、拡張した設備はその状況に対応しきれず、種々の問題が生じている。そうした中、温泉の利用法として、マスツーリズム以前のあり方である「源泉掛け流し」が注目されるなど¹⁾、温泉地のかつてのあり方の再評価が進んでいる（松田 2001）。

マスツーリズムの発生は、交通網の十分な発達、余暇の発生など、近代化が進展した結果であると位置付けることができる。つまり、マスツーリズム以前の温泉地のあり方を検討するにあたっては、温泉地の近代化が進展していく段階の把握が必須になるといえる。

これまで、温泉地の近代化を論じた研究は、主にインフラの整備と、旧慣の2点に着目してきた。

前者の一つに地理学によるアプローチがあり、山村（1998）による高度経済成長期を中心に論じた研究が、その代表例である。こうした研究では、鉄道網などのインフラ整備により、温泉地の機能が高度化していく過程に着目している。

後者は法社会学におけるアプローチが主たるものであり、川島（1964）がその代表例である。この研究では、温泉地に近代以前から存在する、温泉を使用することに関する慣習を、近代において旧慣と位置付ける。この旧慣が、近代化の進展によりいかなる変容を遂げたかを明らかにすることを、研究の目的とした。川島（1964）は、旧慣のあり方を、源泉が存在する土地の所有者の違いによって分類した。その上で、所有者が、国や市町村ではなく、一般の人々になった場合、旧慣はほとんど残存することはないと位置付けた。さらに、土地所有の影響を受けるようになった旧慣は、変化・解体を遂げ、その結果、源泉開発が無制限に進展すると位置付けたのである。川島（1964）は、武田（1942）をふまえ、各県に温泉取締規則が存在し、取締まりが行われていたことを指摘している。ただし、主に源泉開発において、この規制は弱いものであったとした。

川島（1964）に対し、高柳（2006）は、近代法体系を前提とする土地所有権の絶対性と、土地所有における私的支配を重視した結果、行政機構の役割を軽視し

てしまったと位置付けている。その上で、熱海温泉を事例にして、地方行政が源泉資源の利用を調整する役割を果たしていたことを論じた。高柳(2006)によると、源泉の開発や利用は、統一的な国家法による規制が行われておらず、府県に委任されていたため、行政機構の対応は府県によって大きく異なるものであったとされている。

しかし、源泉の開発・利用における行政の役割や、中央と地方、および地方相互の中での位置付けについては、さらなる検討が必要であると考えられる。とくに源泉の利用は、浴用の他に、採酌し販売する形態が存在する。この鉱泉²⁾の採酌販売については、従来の研究ではほとんど論じられることがなかった。

本稿では、鉱泉の採酌販売に着目し、それが行政においてどのように扱われていたかを明らかにすることを目的とする。そして、第一に、群馬県の鉱泉に関する行政文書を分析し、明治期の鉱泉販売がどのようなものであったかを把握する。この際、群馬県における扱いにとどまらず、他県および中央行政との関連についても留意したい。具体的には、地方間や中央と地方の行政文書のやりとり(照会・回答)の実態とその背景を考察していく。第二に、法令集を検討し、鉱泉販売の扱いを中心に明治期の鉱泉行政の実態を把握する。

II. 群馬県立文書館所蔵の鉱泉関係行政文書について

群馬県立文書館が所蔵する行政文書のうち、簿冊の標題に「鉱泉」もしくは「温泉」という単語を含むものが、2009年現在、37冊ある。これらは『群馬県立文書館簿冊目録』5～7集で確認できる。簿冊の年代は明治9年から昭和41年の間である。内容としては、個別の案件をまとめた簿冊と、年代毎に個々の鉱泉利用の許否に関する文書をまとめた2種に大別できる。なお、目録では、標題には「鉱泉」、「温泉」という単語を含まないが、関係規則などを綴った簿冊も確認できる。これらの資料を用いることで、該当期間の鉱泉行政の実態を継続的に把握することができ、断片的な史料の分析ではできなかった、鉱泉に関する制度などの全体像の把握が可能となる。

本稿で用いる簿冊は、「明治44年明治45年 鉱泉 甲 衛生課」、文書番号「知84A3499」である。本簿冊は、個々の鉱泉の許否に関する文書と、数件の案件に関する一連の綴りより構成されている。本稿では、後者の案件に関する綴の一つである「明治44年鉱泉販売取締」を分析対象とする。この綴の文書構成は表1の通りである。綴内には一部、内容に関係なく日付順で綴られた箇所が存在する。これらの文書は表2では「その他」に分類した。

表1 「明治44年鉍泉販売取締」に関する文書一覧

文書番号	発送日	日付	件名	届人(若しくは発見者)
1	10月10日	10月9日	鉍泉採酌ニ関スル件	群馬県警察部衛生課から館林税務署長へ
2	8月14日	8月12日	鉍泉販売許可伺	前橋市連雀町 長嶋丈助
3	9月25日	9月25日	鉍泉営業許可伺案	北甘楽郡西牧村 小金沢好三郎
4	記述なし	11月11日	鉍泉採酌販売ニ関スル調査ノ件	東京府豊多摩郡渋谷村 坂元俊一
5	11月24日	11月24日	鉍泉発見届ニ関スル件	利根郡沼田町 阿部幸作
6	記述なし	12月12日	鉍泉発見地踏査ノ件	碓氷郡白井町 武井若太郎
7	12月8日	12月7日	鉍泉採酌販売許可ノ件	北甘楽郡西牧村 小金沢好三郎
8	12月14日	12月14日	鉍泉販売許可ノ件	前橋市曲輪町 相原クニ
9	12月7日	12月8日	鉍泉採酌販売許可指令ノ件	東京府豊多摩郡渋谷村 坂元俊一
10	12月16日	記述なし	鉍泉販売□□□	前橋市曲輪町 相原クニ
11	10月18日	10月18日	各警察署長同分署長宛 鉍泉採酌販売ニ関スル件指示案	警察部衛生課から各警察署同分署署長宛
12	10月25日	10月25日	鉍泉販売調査ニ関スル伺	警察部衛生課から栃木、茨城、福島、新潟、長野、埼玉、千葉、静岡、富山、愛知、岐阜、山梨の十二警察部長宛

群馬県立文書館所蔵行政文書『明治44年明治45年 鉍泉 甲 衛生課』知84A3499より作成。
文書番号は、一つの事柄を示した文書を一単位として綴の順に付与した。発送日、日付は一連の文書のうち、もっとも日付の新しいものとした。そのためそれらの文章の完了月日に近い日付であると考えられる。表中の□は文字が判読不能なものである。

表2 内容による各文書の分類

文書内容	文書番号
県と館林税務署のやりとり	1
鉍泉販売に関する個別事例	2~4, 7~10
県内鉍泉販売取締	11
他県への鉍泉販売取締状況 に関する照会及び回答	12
その他	5, 6

Ⅲ. 「明治44年鉍泉販売取締」の事例分析

1. 群馬県と館林税務署のやりとり

本事例は館林税務署から群馬県警察部への照会によりはじまる。館林税務署では、冷鉍泉の発売者については、明治38年より売薬製造として営業税の課税をしてきたとしている。その上で管内で冷鉍泉販売を行うものが、県から売薬外として許可を得ている事例を取り上げ、その事実確認と根拠の提示をもとめている³⁾(資料1)。

これに対する群馬県の回答(資料2)では、二つの理由が示されている。許可の法的根拠には、群馬県鉍泉取締規則の第2条の鉍泉販売に関する項目(資料3)、売薬として課税を行わない根拠には、明治40年の北海道庁長官照会に対する衛生局長の回答(資料4)を提示している。本回答においては、鉍泉に手を加えるか否かでなく、効能・用法・用量を明記するなど、医師に頼らずに、薬剤として治病のために使えるようにして販売するものは、売薬として扱うという判断基準が明示されている。館林税務署の照会した事例について、群馬県警察部側は、治病目的の販売方法でないため売薬に該当せず、県の鉍泉取締規則・第2条の鉍泉販売にあたるという見解を示しているのである。

次に、この館林税務署と群馬県警察部のやりとりが、群馬県の鉍泉販売取締に与えた影響について、個別事例を分析することで検討していく。

2. 鉱泉販売に関する個別事例

本事例において、鉱泉販売に関する文書は7件存在する(表2参照)。そのうち、鉱泉販売願の提出から許可までが綴られている文書は、文書番号4・10を除く5件である。これらの記載を確認していくと、群馬県警察部と館林税務署のやりとりの前後で許可要件に変化があることが明らかになる。

文書番号2の事例では、前橋市連雀町の長島丈助より鉱泉販売願が出されている。これに対して、この鉱泉は明治37年にすでに同町の相原クミに許可したものと同一なので、本願も許可して差し支えないとしている(資料5)。ここでは、特に要件の確認は行われていない。

一方、県警察部と館林税務署のやりとり後は、県警察部は願が出された北甘楽郡役所に対し、次の3点を照会している(資料6)。第一に、販売方法について、分析書以外に広告紙をつけて販売するかどうかを問うている。第二に、分析表を添付する場合の問題点を指摘している。ここでは、「分析表ノ全部ヲ添付スルトセバ売薬ノ取扱ヲナサバル可カラザルモノナリ」として、分析表に効能・用法・用量が示されている部分を実際に引用して提示している。そして、第三に、これらの点を踏まえて、願人は売薬として出願したのかを問うている。

館林税務署とのやりとりで、県警察部は、鉱泉を売薬販売として扱う規準を示した。それは、鉱泉に手を加えるかどうかではなく、効能・用法・用量を明記するなどして、治病のために販売するものは売薬とする、というものであった。この見解と、県警察部が照会した3点にどのような関係があるかを確認していく。

まず、1点目の分析表以外の広告紙等を添付するかというのは、2点目と同様で、効能・用法・用量の明記が行われているかを確認していると考えられる。そして3点目は、効能書の添付を前提に願人がどう対処するかを問うたものだと位置付けることができる。

このように、館林税務署とのやりとり後には、県警察側の示した規準を満たすことが求められるようになり、以前より厳しい許可基準が設けられたといえる。

3. 鉱泉販売取締の実態

ここでは、表1の文書番号11から、鉱泉販売取締の実態についてみていく。調査の指示が出された日付は明治44年10月18日で、同年10月9日の館林税務署照会に対する県警察部の回答の直後である。

本取締では、県警察部が、各警察(分)署に宛て、販売営業者の住所、販売する鉱泉名とその許可年月日を調べるように指示をしている。表3には、それに対する各警察(分)署の回答の一覧を示した。指令では、鉱泉名と許可の年月日とその番号等を報告するようとしているが、各署によってこの箇所の回答は様々

であり、記述のない署も存在した。

表3をみると、群馬県内の源泉を採取し販売している事例は少数であることが明らかである。具体的には、安中警察署管内の大手萬平と半田亀次が販売している磯部鉱泉、渋川所管内で販売されている村上温泉、湯ノ上温泉、伊香保温泉であり、4つの温泉、5人の販売者である。これに対して、県外の鉱泉販売は、約半数を富山県の鉱泉が占める。

表3 群馬県内各警察（分）署管内における鉱泉採酌販売の実態

警察（分）署	鉱泉販売者の有無		
	販売者	鉱泉の採酌地、採酌者、鉱泉名	卸に相当する店舗等
桐生警察署	桐生町大字桐生新町 岡本モリノ	富山県氷見郡八代村 橋本作置 八代鉱泉	名古屋市中区門前町 橋本作置商店
松井田警察署	碓氷郡細野村大字新井村 吉田宇三郎	長野県諏訪郡諏訪町 長崎伊三郎 鉄鉱泉	長野県諏訪郡下諏訪町 清鉱堂
安中警察署	碓氷郡磯部村大字西上磯部 大手萬平	群馬県磯部郡磯部村大字西上磯部 大手萬平 磯部鉱泉	無
	碓氷郡磯部村大字 半田亀次	不明 磯部鉱泉	半田輸送店
前橋警察署	前橋市連雀町 長嶋丈助	新潟県南魚沼郡三国村 富沢高吉 冷鉱泉	販売者と同一
	前橋市立川町 黛さく	富山県射水郡八代村 扇浦正二 鉄鉱泉	群馬県一手販売店 黛龍広堂
	勢多郡敷島村大字津久田 狩野口五郎	長野県諏訪郡長池村 三澤万知三郎 硫鉄鉱泉	群馬県多野郡神川村 萬場神泉堂清水商店
藤岡警察署	藤岡町大字藤岡町 向井熊男	佐賀県小城郡多久村 松原助四郎 天徳鉄冷鉱泉	源泉所有発売元 佐賀県肥前国小城郡多久村松原助四郎
	藤岡町大字藤岡町 吉野当五郎	佐賀県小城郡多久村 松原助四郎 天徳鉄冷鉱泉	源泉所有発売元 佐賀県肥前国小城郡多久村 松原助四郎
	新町 井野帛治郎	富山県氷見郡八代村 富山湧出鉄鉱泉	全国一手販売元 大本舗矢坂龍宝堂 群馬県前橋市連雀町 特約一手販売店 黛龍広堂
	原井村大字西原井村 折茂角次郎	富山県射水郡八代村 扇浦正二 勅状冷鉱泉	群馬県前橋市連雀町 特約一手販売店 黛龍広堂
	鬼石町 川口太吉	長野県諏訪郡長池村 三澤万知三郎 硫鉄鉱泉	硫鉄神鉱泉合名会社
館林警察署	邑楽郡小泉町大字小泉町 柴崎栄作	富山県射水郡八代村 扇浦正二 勅状泉	東京市神田区元佐久町 東洋一手発売元 総本舗 矢坂龍宝堂
太田警察署	新田郡太田町 山口与四郎	冷鉱泉 その他不明	不明
	新田郡太田町 宮本久七	富山県氷見郡八代村 鉄鉱泉	全国一手販売元 大本舗矢坂龍宝堂 群馬県前橋市連雀町 特約一手販売店 黛龍広堂 新田郡太田町 特約支店 宮本久七
富岡警察署	北甘楽郡秋畑村 小山ヨシ	富山県氷見郡八代 名称不明	群馬県前橋市連雀町 特約一手販売店 黛龍広堂
大胡警察署	無	無	無
境警察分署	無	無	無
渋川警察署	小野上村 村上鉱泉		
	豊秋村 湯ノ上鉱泉		
	伊香保温鉱泉		
吉井警察分署	無	無	無
花輪警察分署	無	無	無
沼田警察署	無	無	無
伊勢崎警察署	無	無	無
下仁田警察分署	無	無	無
原町警察署	無	無	無
長野原警察分署	無	無	無

群馬県立文書館所蔵行政文書『明治44年明治45年 鉱泉 甲 衛生課』知84A3499より作成。警察署の順序は簿冊の綴の順による。鉱泉名は各警察署の報告した名称を、採酌地、採酌者、卸相当店舗については、各警察署の報告書、記載が無い場合は、添付資料の広告を参照した。なお、富山県氷見郡八代村、富山県射水郡八代村は同所。氷見郡は明治29年に射水郡より分郡した。

泉を服用するため販売する者は、願と現品を提出し、分析表と効能書の交付を受けた上で、営業を行うようにとある。しかし明治 21 年の改定で、鉱泉販売の許可手順が変化する（資料 3）。改正規則においては、願に確実なる定量分析表と効能書を添えて、県に提出し許可をうける形となった。つまり、これまでは県が検査し交付していた分析表と効能書を、願人自らが用意し提出しなければならなくなったのである。

この改正で、分析表が写しなどである場合は受理されない一方で、他府県において発行された分析表の場合は、特に調査されることなく許可が与えられるようになる。表 1 の文書番号 2 では、新潟県南魚沼郡の鉱泉、文書番号 8 では長野県下諏訪郡の鉱泉の販売許可が出されている。このように、他県産の鉱泉販売のほうに許可を得やすい状況にあった。

こうした中で群馬県警察部は、鉱泉販売を取締まるために、鉱泉の源泉が所在する他県に照会を行った。他県からの回答（資料 8）を受けて、群馬県警察部は、取締まりを行う警察署に対して指示を出している（資料 9）。このように他県の警察部と連携しつつ取締まりを行っていることが確認できる。

さらに、群馬県警察部は、国の法令も参照している（資料 9）。ここでは、販売する鉱泉容器に貼り付けられた「ペイパ」に「内務省試験済」の文字が記載されていることが、明治 26 年 1 月内務省令第 1 号に違反することも指摘されている。このことから、鉱泉に関わる全国的な法令は当時存在しなかったが、関連分野の法令を参照していたことが理解できる。

4. 群馬県より他県への照会と回答

明治 44 年 10 月 25 日には、群馬県警察部から他県に、鉱泉販売に関する照会が行われている（表 1 の文書番号 12）。日順を考えると、他県産が県内の鉱泉販売の多数を占めていたことを把握した上での照会であったと位置付けられる。ここでは県警察部は以下の点について調査を行っている。

まず、鉱泉の採酌販売者および請負営業者に対する規制の有無の確認で、規制がある場合にはその条文の写しの送付を依頼している。次に、鉱泉の採酌販売および請売は、売薬規則外で扱うかに否かについて問い合わせている。そして最後に、「天然鉱泉、靈鉱泉、鉄冷鉱泉、冷鉱泉等ヲ採酌シ之ニ技術者ノ試験手続書写ヲ添付且ツ効能用法用量ヲ明記シ販売スルモノト雖モ売薬部外トシテ取扱相成居リヤ否ヤ」という問い合わせを行っている。

1 点目は、県独自の規制が可能かどうか、他県の事例を参照しようとしたと考えられる。2 点目は、売薬規則によって、鉱泉の採酌販売・請売が規制される否か、つまり、売薬販売の扱いについて、各県の見解を確かめたものといえる。3

点目は、鉱泉販売を売薬部外として扱う根拠にした、北海道庁長官と衛生局局長のやりとりの内容とほぼ同じである（資料4）。つまり、鉱泉を販売する際に、効能・用法・用量が明記されているものは売薬販売にあたるという規準を示したものである。各県がこの規準に基づいているかを確認することで、群馬県が他県と異なった対応をしていないか、法令の運用に問題がないかを問うていると考えられる。群馬県警察部の照会に対する、他県からの回答は表4の通りである。

表4 群馬県照会に対する各県の回答一覧

照会内容 照会先	(1) 採酌販売・請売販売への規則の有無	(2) 鉱泉採酌販売・請売は売薬規則外か否か	(3) 効能・用法・用量を明記した鉱泉販売は売薬の販売にあたるか否か
長野	無	売薬部外品	売薬
富山	無	売薬として扱わず	売薬
岐阜	無	採酌販売者は無し 請売者は事例毎に判断	明治40年内務省衛生局長通牒で運用
愛知	無	売薬として扱わず	売薬 ※但し裁判では運用認められず
栃木	無	売薬規約外	明治40年内務省衛生局長通牒で運用
茨城	無	売薬規則外	売薬
埼玉	無	採酌販売者は無し。 請売者は売薬として扱う	
福島	無	規則がないため何等の制裁無し	効能書以外の効能、用法、用量等を明記し販売する場合は売薬として扱う。
山梨	無	売薬部外品	取扱事例無し
新潟	無	売薬	売薬
静岡	無	該当事例なし	該当事例なし
千葉	鉱泉に関する取締規則の制定無し		

群馬県立文書館所蔵行政文書『明治44年明治45年 鉱泉 甲 衛生課』知84A3499より作成。
売薬部外品は売薬規則外製剤あるいは売薬部外製剤ともいう。これは広義には薬品を配合し製造されたもので、医治を目的にしないものを指す。しかしその名称、詳細な定義は府県により異なるものである。なお定義によっては、この中に売薬類似品が含まれることもある。以上、赤木勘蔵（1925）『売薬部外品・売薬類似品製剤備考』同済号書房による。

(1)の規則はいずれの県でも設けられていない。(2)の売薬規則外か否かは県により異なる。一方で、(3)の効能・用法・用量を明記した鉱泉販売は、取扱い事例のある県のほぼすべてが、売薬として扱うと回答している。これらの県においては、北海道庁長官照会に対する衛生局長回答に基づいて、売薬類似品の規準に沿った行政が執行されているということである。

しかし、愛知県からの回答では、群馬県桐生市でも販売されている橋本作置の鉱泉が売薬販売として取扱われていないことを裁判に訴えたが、敗訴したことが述べてられている（資料10）。その判決において、売薬とは調剤製造したものであり、天然に湧出する鉱泉はいかなる形態で発売されても売薬とは位置付けられないとされたことを、群馬県に対して回答している。

この判決がその後の鉱泉販売に与えた影響については、資料が十分になく判断できない。しかし、明治45年には、鉱泉販売願に対して以前の通り、要件を確認

することなく許可が出されており、何らかの影響があったとも考えられる。

ここまで、群馬県における明治 44 年の鉱泉販売取締の事例について分析を進めた。その結果、当時の鉱泉行政においては、中央と地方で、また地方相互において、行政の運営に関して一定の連携があったことを確認した。加えて、群馬県の場合、鉱泉行政において、警察だけでなく、資料 6 の例のように、郡役所が携わっていたことも明らかになった。

IV. 鉱泉行政の変遷

ここでは当時の法令を分析し、これらの法令に基づいていた鉱泉行政の実態を明らかにしていきたい。対象として取り上げるのは、①鉱泉そのものに関する法令、②鉱泉に関連する売薬に関する法令、③衛生行政に関する法令である。

資料は主として『法規分類大全第一編』と『法令全書』を用いた。前者は慶応 3 年から明治 20 年の期間の法令が事項目別に収められたもので、これには機密文書や編集者が軽易と判断した議案等は省略されている。

1. 鉱泉そのものに関する法令

『法規分類大全第一編』には、衛生門、薬剤の項目に鉱泉の小項目がある。本書では、鉱泉の調査に関する法令は確認できるが、規制を加える法令はみられない。鉱泉に言及している法令で、今回確認できた最古のものは、明治 6 年 7 月 3 日文部省達第九十六号で、次の指令文の後に、提出する際の雛形が示されている。

其^府管下温泉有之ニ於テハ別紙雛形ニ照準シ至急取調且従前分析等致シ候分ハ其書類共可差出此段相達候也」(内閣記録局編 1891)

この後、この調査に対応する分析機関の法令に鉱泉に関する記述が確認できる。この分析機関とは司薬場（後の衛生試験場）で、設置に関しては、以下のような文書が残っている。

内務省衛生局第一次年報抄録

「明治七年三月文部省東京司薬場ヲ設立ス^{中略}蓋シ本邦近来洋薬ノ需要頓ニ増加シ贗敗薬ノ輸入又随テ夥多ナル而ルニ薬商ナル者率チ其真贗純雑ヲ鑑別スルノ識ニ乏シ因テ司薬場ヲ各開港地ニ設ケテ専ラ薬品ヲ検査シ兼テ衛生上諸般ノ試験ヲ為サシメントシ先ズ東京ニ一場ヲ置キ以テ其端ヲ啓ク」(内閣記録局編 1891)

このように、司薬場自体は、薬品、特に輸入薬品の取締まりを目的とし、それと併せて衛生上の試験を行う機関と位置付けられていたことがわかる。売薬については後述するが、明治政府は医薬分業を目指し、薬品及び売薬の取締まりを他の衛生行政に先駆けて始めたとされている（笠原 1999）。

司薬場に関する法令で、鉱泉に関する記述が確認できるのは、明治8年10月25日の司薬場試験心得並薬局試験法である。これは、前年設立の東京、同年に設立の京都と大阪の各司薬場に対して、内務省より達として出されたものである。

「第八条 鉱泉分析ハ定性若クハ定量ノ二法ヲ用ヒ其効用ヲ記附シ得ルコトヲ目的トシ其試験表三葉ヲ製シ一葉ハ該場ニ留メ置キ二葉ハ本局ニ出シテ効用書ヲ請ヒ試験表ヲ添へ該府県及願主ニ交付スヘシ

但各府司薬場互ニ送致スルコト前条ニ同シ」(内閣記録局編 1891)

司薬場による取締まりは、他の衛生行政の先駆けとすると、ここでの鉱泉の扱いは、明治初期における中央行政の鉱泉に対する対応を表していると言位置付けられる。つまり、明治初期の中央の鉱泉行政は、鉱泉の分析表と効用書を交付することを主たる業務にしていたと考えられる。

2. 鉱泉に関連する売薬行政に関する法令

売薬は明治3年に大学東校の所轄となり、取締まりが始まる。文部省に医務課が設置されるのは明治5年であり、医薬の取締まり同様、他の衛生行政に先立つ。その後、明治10年の売薬規則では、鑑札料と営業税が定められた。さらに、明治15年の売薬印紙税則により、印紙税が課せられた。売約規則は改正が行われつつ、大正3年の売薬法制定まで運用された。前述の愛知県の訴訟は、この規則の解釈が問題となっている。一方、売薬印紙税則は、明治38年の売薬税法制定によって廃止された。売薬税法では、売薬類似品が売薬に準ずるものであるとされ、そこに「鉄鉱泉」などが含まれたことが、先述したとおり、鉱泉販売への課税の根拠となっている。つまり、群馬県における明治44年鉱泉取締の事例においては、売薬規則と売薬税法の二つが関与していたといえる。

なお、明治16年には、島根県より内務省に伺いが出され、内服のため鉱泉を採酌して効用を附して販売するものの扱いが示されている。この段階では、内務省は売薬規則外という判断を示している(内閣記録局編 1891)。また、明治19年3月19日の内務省訓令「売薬検査心得」にも、鉱泉に関する項目が確認できる。

「(十二)海水或ハ鉱泉ヲ採酌運搬シテ病者ヲ浴セシムルハ売薬部外タルヘシト雖モ鉱泉中ノ固形物俗問湯ノ花ト称唱ル類或ハ幾分ノ鉱泉ヲ混合シ或ハ薬物ヲ加フルモノハ既ニ全ク其原泉ト性質効用ヲ異ニシ人造ニ帰スルヲ以テ別ニ湯名ヲ附シ規則ニ随テ鑑札ヲ受ケシム」(内閣記録局編 1891)。

ここでは、鉱泉を浴用販売するときの基準を示している。湯の花、あるいは複数の鉱泉を混合したもの、薬物を加えたものを浴用に用いる場合は、売薬の扱いとなり鑑札が必要であるとしている。この基準は鉱泉販売とは異なるものである。先述した北海道庁長官照会に対する衛生局長の回答には、この浴用利用の売薬判

断基準も併せて記載されている（資料4）⁵⁾。このように売薬に関する法令には、しばしば鉱泉の扱いへの言及がみられる。

3. 衛生行政に関する法令

福留（1998）、笠原（1999）、鈴木（2009）の研究では、いずれも明治初期に衛生行政が成立したのち、明治19年前後を契機に、その一部が警察行政へ移管されたという見解を示している⁴⁾。そこで、本稿ではこうした衛生行政の変遷のなかで、鉱泉行政がどのように扱われたかを明らかにしていく。表5は中央・地方・県の鉱泉行政の変遷を整理したものである。

表5 中央及び地方、県に於ける鉱泉行政の変遷

	法令	担当する部署	事務内容
中央	①明治8年衛生局事務手順	衛生局・庶務課	●各地方ヨリ鉱泉鉱物薬物其他飲料等試験ヲ願出ル時ハ局長ノ検印ヲ乞イ司薬場ニ付シテ分析表ヲ出サシメ指令案ヲ作り卿輔ノ決ヲ請テ処分スヘシ ●局中一切ノ事務細大トナク毎月未決既決ヲ区分シ月報考課状ヲ製スル科目左ノ如シ 鉱物薬物分析願 売薬検査願 分析表 薬舗開業免許状 売薬鑑札 売薬再調指令 売薬禁止指令
	②明治16年衛生局分課事務章程	衛生局・医事課医務部 同局・庶務課雑務部 同局・医事課薬劑部	医務部…鉱泉ノ医治効能ニ係ル諸件ヲ取調ル事 雑務部…温泉場海水浴場ノ廃置ニ係ル諸件ヲ取調ル事 薬劑部…売薬ニ関スル諸件ヲ取調ル事
	③明治31年内務省分課規定	衛生局・保健課	一 公園転地療養所及鉱泉場ニ関スル事項 一 売薬ニ関スル事柄
地方	④明治12年府県衛生課事務条項	衛生課	●第七 雑件 鉱泉ノ性質ヲ検シ浴場ノ構造法等ニ注意シ且ツ其改良ヲ謀ル事
	⑤明治12年町村衛生事務事項	衛生委員（公選）	●第二条 学校、病院、囚獄、旅籠屋、借家、芝居、貸座敷、湯屋、温泉場等ノ掃除方並ニ建築方ニ注意シ衛生上ノ利害ヲ考エ漸次改良ノ見込ヲ立ル事
	⑥明治23年地方官官制	第三課	学務、衛生、兵事、社寺及ビ戸籍ニ関スル事柄
	⑦明治26年地方官官制	警察部	警察部ニ於テハ高等警察、行政警察及衛生ノ事務ヲ掌ル
県	⑧明治26年庁達第五拾号	警察部保安課	従前衛生課ニ於テ取扱タル事務ハ警察部保安課ニテ取扱ハシム
	⑨明治27年10月訓令第一号	警察部第二課	一 伝染病地方病予防撲滅種痘其他衛生事務並衛生警察ニ関スル事柄 一 薬品営業並売薬及ビ着色料ニ関スル事柄
	⑩明治31年群馬県庁処務規則改正	警察部衛生課	警察部「第一課」ヲ「警務課」ニ「第二課」ヲ「保安課」ニ改メ保安課ノ次ニ「衛生課」ノ三字ヲ加フ (事務) 一 鉱泉及薬湯ニ関スル事柄 一 医師薬劑薬種製薬者売薬営業及売薬部外品ニ関スル事柄

中央政府（衛生局）の事務を「中央」、中央の法規で定められた県等地方の業務については「地方」、それを受けて群馬県で制定された法規は「県」として分類した。
出典：①内務省記録局1889-1891、『法規分類大全第一編』第十一冊第十一 官総門官制内務省二：431-433 ②内務省記録局1889-1891、『法規分類大全第一編』第十一冊第十一 官総門官制内務省：444-449 ③内務省衛生局編1912、『日本衛生法規大全』明治大学出版部：8 ④内閣記録局編1889-1891、『法規分類大全 第一編』第七冊第三十一 衛生門衛生総：13-16 ⑤内閣記録局編1889-1891、『法規分類大全第一編』第七冊第三十一 衛生門衛生総：63 ⑥内閣官報局編1887-1912、『法令全書』第三十五冊 勅令：467-471 ⑦内閣官報局編1887-1912、『法令全書』第四十五冊 勅令：228-230 ⑧群馬県立文書館行政文書『明治二十六年群馬県報（庁達・告示）』県報FP18 ⑨群馬県立文書館行政文書『明治二十七年群馬県報（県令・訓令甲）』県報FP19 1/2 ⑩群馬県立文書館行政文書『明治三十一年群馬県報（県令・訓令甲）』県報FP30

明治8年に衛生局が設置され、衛生行政は文部省から移管された。その事務内容には鉱泉が含まれている（表5①）。ここでの業務は、分析表を作成し、効用を明らかにすることであったことがわかる。また、売薬も同じ庶務課の担当になっており、関連があったと考えられる。

明治12年、地方の衛生行政においても、府県に衛生課、町村に公選の衛生委員が設置されることになった。府県の衛生課の事務内容では、鉱泉の性質の検査、浴場の構造法等に注意し、その改良をはかることがあげられている（表5④）。町

村の衛生委員の事務内容をみると、温泉の掃除や建築に注意すること、その上で衛生上の利害を考えて改良の見込みを立てることがあげられている（表5⑤）。

このことより、衛生行政の初期は、鉱泉の調査に関する事務は中央が、その他の実務については地方が分掌していたことが明らかである。

明治16年には、中央行政の分掌が変化する（表5②）。この時点では、医事課医務部が鉱泉の医治効能に関する諸件、庶務課雑務部が温泉場の廃置に関する諸件を取り調べることになっている。これ以前は、分析表に関する諸件のみが事務内容としてあげられており、中央における鉱泉行政が拡大したとみることができる。

明治19年前後に、衛生行政の一部が警察行政へと移管される大きな変化があった。明治23年の地方官官制では、府県の衛生課が消滅し、第三課がおかれた。第三課の事務内容は、衛生のほかに、学務、兵事、社寺などがあげられている（表5⑥）。さらに、明治26年には、一部の例外を除き⁶⁾、衛生の事務は警察部で扱われるようになる（表5⑦）。群馬県では、明治26年に、衛生課の事務が警察部保安課に移管されていた（表5⑧）。明治31年の内務省分課規定をみると（表5③）、衛生局は残っているが、事務内容は、鉱泉に関する事項と記されるのみで、その具体的な内容については確認できない。売薬は再び、鉱泉と同じ部署で扱われるようになる。

群馬県では、明治27年に、衛生事務は警察部第二課の担当となるが、事務内容には鉱泉に関する項目を確認することができない（表5⑨）。それが再び確認できるのは、明治31年の県庁処務規則改正で（表5⑩）、警察部に衛生課が設置されている。当時の衛生課の執務摘要⁷⁾より、鉱泉行政の実態が把握できる（資料11）。その内容は、鉱泉営業（浴用・服用）願に対する許可指令公布・不許可指令公布、発見届の受理、統計、の3点である。

これらをみると、衛生行政の警察への移管後、県の警察行政が、地方および中央衛生行政の担当してきた事務を行うようになったことがわかる。明治中期に衛生行政が大きく変容したことが、鉱泉行政にも影響を与えていることは明らかである。これにより、鉱泉行政における県警察の役割が大きくなった。ただし届出に際して郡役所を経ているのは、本稿の事例においても、県警察部から郡役所へ指示が出される場合と、各警察署へ直接指示が出される場合があったと考えることができる。鉱泉行政は完全に県警察へ移管されたのではなく、その業務の一部は引続き、郡役所を通して行われていたといえる。

一方で、中央の衛生行政が鉱泉行政に果たす役割は、相対的に縮小したといえる。衛生行政が変容を遂げたのちも、その業務内容に、鉱泉に関する項目は確認できるが（表5③）、その内容は以前より曖昧で、業務内容は判然としない。

明治中期の衛生行政の変容の結果、各県警察が鉱泉行政の主体となり、中央衛生行政の役割は相対的に低下したと考えられる。このことが、各県ごとに特徴のある鉱泉行政が成立し、また、中央による統一的規制が積極的に行われなかった一因であると考えられる。

IV. おわりに

従来の研究では、源泉の掘鑿とその後の浴用の利用に重点を置き、それに関する行政の役割を考察していたのに対して、本稿では鉱泉販売に着目することで、鉱泉行政の実態の把握を行うことを目的とした。そこで、群馬県における明治44年の鉱泉販売取締を事例として、その分析を行った。加えて鉱泉行政を裏付ける法令について、中央・地方・県それぞれにおける変遷を把握した。その結果は以下のようにまとめられる。

群馬県は、他県の鉱泉を取締まる際、他県と照会・回答のやりとりをした上で対処していた。また、取締まり後、鉱泉行政の運用に際しても、他県の鉱泉行政の実態を照会し参考にしていた。

明治初期、鉱泉に関する法令は、鉱泉の調査に関するもののみが整備された。明治期には鉱泉に関する全国的な法令は整備されていなかったが、関連する売薬の法令によって一定の全国規模の規制が存在していた。このことより鉱泉販売と売薬販売が類似するものとして扱われていたと考えることができる。

また、衛生行政の整備によって、明治10年代には、中央は鉱泉の分析、地方はその他の取締まりを行う体制ができた。しかし、その後、衛生行政の一部が警察行政に移管された結果、鉱泉行政の大部分は地方警察行政が担うことになった。ただし、群馬県の事例（資料6）のように、一部で郡役所が担い手となっているのは、それ以前の制度が残存したためと考えられる。

これまで明らかにしてきたことより以下の点が導き出される。

高柳（2006）の指摘の通り、鉱泉行政は衛生行政の成立、その後の警察行政へ一部業務の移管により、各地方によって執り行われていた。しかし、実際の行政の運用事例、明治44年の群馬県における鉱泉販売取締の実態を分析してみると、当時の鉱泉行政は、その運用において中央と地方、地方相互に連携していたことが明らかである。また、関連する売薬に関する法令などによって、全国的に同じ規準において取締まりが行われていた。つまり、群馬県における鉱泉行政は、他地域もしくは全国規模の法令の影響を受けていたといえるのである。したがって、高柳（2006）の各府県によって鉱泉行政の実態は異なっていたという把握は修正が必要であるといえる。

本稿は、鉱泉販売という利用形態に着目することで、明治期における鉱泉行政

の実態把握を進めることができたと考える。今後はさらに、源泉掘削や鉱泉の浴用利用に対応した行政の実態も把握してきたい。その際には、各県の法令が作成される過程において、他県の法令がどのような影響を与えたかについての考察なども進めていくことで、中央と地方、地方相互の鉱泉行政の関連性をより明確にしていきたい。

注

- 1) 松田忠徳らは、循環式浴槽の誤用による温泉提供の形を「マガイモノの温泉」、それ以外の源泉掛け流しの温泉提供の形を「ホンモノの温泉」として再評価した。
- 2) 今日では、温泉法などの法律でも、「温泉」が広く用いられているが、明治期の法令では「鉱泉」の使用が一般的であった。本稿では、明治期の行政を主に扱うため、鉱泉の語句を使用している。
- 3) 売薬に準じる売薬類似品を定める命令では、課税の際は地方長官と協議の上、決定するように記されている(内務省衛生局長衛秘発第120号明治38年5月)。そのため県と税務署のやりとりが生じたと考えられる。
- 4) これらの研究は、衛生行政の警察への移管の捉え方に関してはそれぞれ見解が異なる。
- 5) 北海道庁長官照会に対する衛生局長の回答は、鉱泉を浴用に販売する場合と、採酌して販売する場合について、根拠となる法令とその解釈を示したものと位置付けられる。
- 6) 東京府の衛生事務のみ第三課で扱われた。
- 7) 資料は標題に明治29年と冠されている。しかし、個別の事務内容の後にカッコで記されている日付が明治39年4月となっている点、また担当者として個人名が記されている点より、加除式の資料であったと推測できる。標題の年と内容の差はそれにより生じたと考えられる。よって本資料は、明治39年4月以降の警察部衛生課の事務内容を示しているといえる。

参考文献

- 川島武宣編(1964)『温泉権の研究』勁草書房
笠原英彦(1999)『日本の医療行政-その歴史と課題』慶応義塾大学出版会
群馬県立文書館(1990)『群馬県 行政文書簿冊目録第5集 議会図書室収集文書編』
群馬県立文書館

- 群馬県立文書館（1994）『群馬県 行政文書簿冊目録 第6集 明治期・大正期・昭和戦前期追録』群馬県立文書館
- 群馬県立文書館（1999）『群馬県 行政文書簿冊目録 第7集昭和21～30年』群馬県立文書館
- 鈴木健太郎（2009）明治前期衛生行政における地方政策構想の転換-内務省を中心に. 日本歴史 731：70-87
- 高柳友彦（2006）温泉地における源泉利用-戦前期熱海温泉を事例に. 歴史と経済 191：41-58
- 武田軍治（1942）『地下水利用権論』岩波書店
- 内閣記録局編（1891）『法規分類大全第1編』第33 衛生門〔第3〕 薬剂, 病院
- 福留祥子（1988）明治前期の衛生行政機構に就いて 労働科学 64：369-392
- 松田忠徳（2001）『温泉教授の温泉ゼミナール』光文社
- 山村順次（1998）『新版 日本の温泉地 その発達・現状とあり方』日本温泉協会

〔資料1〕 (文書番号1の文書より)

受領印(群馬県警察部 44.10.6 第 3764 号)

日付印(館林税務署 44.10.5)

館林税務署長

群馬県警察部御中

間第六九二号

冷鉱泉ヲ採取シテ発売スルモノニ対シテハ明治三十八年以降売薬製造トシテ營業

税ヲ課税シ来リ候処当管内新田郡太田町大字太田町式百五十七番地山口与四郎ガ

山田郡桐生町字小倉山ニ於テ採取シ発売シツ、アル冷鉱泉ニ付キテハ貴庁ニ於テ

売薬外トシテ御取扱相成候由本人山口与四郎ヨリ申出有之候得共果シテ事実ニ候

哉御取調ノ上至急御回答相成度

右及御照会候也

追テ売薬外ノ御取扱ヲナシ居リ候ハ、其筋へ申報ノ都合モ有之候ニ付売薬外トシ

タル事由併セテ御通報取計度候

〔資料2〕 (文書番号1の文書より)

第三七四号

發送十月十日

明治四十四年十月九日

警察部 衛生課 富田巡查 印

警察部長 印

衛生課長 印 課僚

部名

館林税務署長宛

鉱泉採酌ニ関スル件

明治四十四年十月五日付間第六九二号御照会ニ係ル新田郡太田町大字太田町式百五七番地山口与四郎ニ対シ明治三十九年十二月廿一日鉱泉採酌販売ノ件許可致置候得共売薬部外品トシテハ許可シタルモノニ無之許可シタル理由ハ左記ノ通りニ有之候条御承知相成度此段及回答候也

左記理由

第一 本県ニ於テハ兼テ鉱泉取締規則制定有之其第一條ニ鉱泉ヲ以テ浴用ニ供セントスル者及採酌販売セントスル者ハ左式ノ願へ確實ナル定量分析及効能書ヲ添へ県庁へ差出スベシトアリ

第二 明治四十年七月十六日付北海道庁伺ニ対シ明治四十年八月三十一日付内務省衛生局長回答文中鉱泉ニ人エヲ加フルト否トヲ問ハズ効能用法用量ヲ明記スル等公衆ヲシテ医師ノ力ニヨラズ薬剤トシテ治病ノ目的ニ使用セシタルノ装置ヲ為シ販売スルモノハ明治三十八年五月秘発第一二〇号通牒ニ依ルベキモ単ニ鉱泉ヲ採酌シ何地ノ鉱泉タルヲ明ニシ之ニ技術者ノ為シタル試験成績書ヲ添付シ販売スルカ如キモノハ格別云々ト有之

以上ノ理由ニヨリ当庁ニ於テハ取扱ヲナシタルモノニ御座候也

〔資料3〕

◎ 群馬県令第四十号 明治二十一年七月三日

明治十七年十一月甲第九十八号布達鉱泉取締規則左ノ通改正ス

鉱泉取締規則

第二條 鉱泉ヲ以テ營業セントスル者ハ郡役所ヲ經テ県庁ヘ出願許可ヲ得ヘシ

第三條 鉱泉ヲ以テ浴用ニ供セントスル者及ヒ服用ノ為メ採酌販売セントスル者

ハ左式ノ願書ヘ確實ナル定量分析表及効能書ヲ添ヘ県庁ヘ差出スヘシ

但シ既ニ許可ノ鉱泉ハ分析表効能書ヲ添ユルニハ及ハス其旨願書ヘ記入スヘシ

第三條 讓渡(別譯)改姓名及廢業等ノ節ハ其旨速ニ届出ツヘシ

第四條 此規則中第一條ニ違背シタル者ハ五拾錢以上壹円五拾錢以下ノ科料ニ處

ス(以下略)

(群馬県属鎗居尾三郎・群馬県属谷民平・群馬県属葛城衛共編 1901. 『現行群馬県令達大全』 群馬県 保健取締 鉱泉取締 454~455頁)

資料4

北海道庁長官照会(明治三十八年五月)

明治三十八年五月秘発第一二〇号別項第一從來売薬ト認メサリシモ売薬ト認メ課

税スヘキモノハ此項ニ掲グルモノニシテ治病ノ効能アリト称シ公衆ヲシテ直ニ使

用セシムルノ目的ヲ以テ発売セラル、モノハ売薬トシテ課税スヘキモノトス

第一ノ名目抜粹

- 一 天然鉱泉 一 靈鉱泉 一 冷鉱泉 一 鉄冷鉱泉

右御通牒以來本庁ニ於テハ右各鉱泉ニ対シ浴用タルヲ問ハス治病ノ効能アリト称

シ公衆ヲシテ直ニ使用セシムルモノハ總テ売薬トシ取扱ヒ来リ候処他地方ニ於テ

ハ右ハ売薬規則外トシテ取扱居候哉ニ及聞候ニ付テハ聊カ疑義ニ涉リ候条左記御

意見承知致度此段及照会候也

一、天然鉱泉ニシテ何地鉱泉タルヲ明ニシ相当技術者ノ為シタル分析成績書即チ

其成分ノ分析治効假令ハ用法分量効能等ヲ付スルモノ工ヲ加ヘサルモノハ公

衆ニ対シ浴用、服用又ハ服用ノ目的ヲ以テ瓶詰等一定ノ装置ヲ為シ販売スル

モ売薬規則外トシテ取扱フベキヤ

二、同上服用ヲナス浴用ノミニ供シ營業ヲナスモノハ売薬ト認メサルヤ

三、若シ右解釈ノ御趣旨トスレハ前記御通牒名中天然鉱泉等ハ凡テ人工ヲ加フル

カ又ハ自儘ノ効能ヲ付スモノ、義ト承知致シ可然哉

衛生局長回答(明治三十八年八月)

鉱泉取扱方ノ義ニ付七月十六日付回衛第六三四三号ヲ以テ御照会之趣了承即チ單

ニ鉱泉ヲ採酌シ何地ノ鉱泉タルヲ明ニシ之ニ技術者ノ為シタル試験成績書ヲ添付

シ販売スルカ如キモノハ格別鉱泉ニ人工ヲ加フルト否トヲ問ハス効能、用法、用

量ヲ明記スル等公衆ヲシテ医師ノ力ニヨラス薬剤トシテ治病ノ目的ニ使用セシム

ルノ装置ヲ為シ販売スルモノハ明治三十八年五月秘発第一二〇号通牒ニ依リ又鉱

泉ヲ浴場トシテ販売スルモノニ対シテハ從來ノ慣行上明治十九年六月訓令第三十

二号売薬検査心得第十二項ニ依リ御取扱相成度此段及回答候也

(内務省衛生局編 1902. 『衛生法典 下卷』 内務省通信社出版部 1212~1213頁)

資料5

(文書番号2の文書より)

發送八月十四日

明治四十四年八月十二日 警察部衛生課 木村巡查部長

警察部長 印 衛生課長 印 課僚 印

知事 代理決済

鈹泉販売許可伺

前橋市連雀町五十二番地長嶋丈助ヨリ出願ニ係ル鈹泉販売願ニ付調査候処同鈹泉

ハ明治三十七年十月六日付指令衛収第三、七五〇号ヲ以テ前橋市連雀町相原クミ

ニ許可相成候モノト同一ニ有之候条許可相成可然哉 (以下略)

資料6 (文書番号7の文書より)

發送十月十六日

明治四十四年十月十四日 警察部 衛生課 富田巡查 印

警察部長 印 衛生課長 印 課僚 印

部長名

北甘楽郡長宛

鈹泉販売願ニ関スル件

主題ノ件左記御取調ノ上本人ヨリ相当書面ヲ徴シ御回送相成度此段及照会候也

左記

一 北甘楽郡西牧村大字南野牧村八千四百八拾八番地小金澤好三郎鈹泉販売願ノ

販売方法ハ単ニ樽結又ハ瓶結トナシ之ニ鈹泉分析表ヲ添付シ販売スル外何等

ノ附加シタル広告紙等ヲ添付セザルヤ否ヤ

二 単ニ分析表ヲ添付スルト雖モ願書ニ添付セシ分析表ノ全部ヲ添付スルトセバ

売薬ノ取扱ヲナサザル可ラザルモノナリトス則チ分析表中ニ

又ハ本泉ヲ内服スルニハ極少量ヲ浄水ニ混和シ服用スルトキハ左ノ諸症ニ適

ス

一 貧血諸病 一 腺病 一 萎黄症

一月経閉止 一 下痢病 一 喀血

一 吐血 一 下血

其他含嗽劑トシテ口中諸病ノ効驗アリ

三 前項ニ対スル願人ノ意向ハ売薬トナサザルヤ否ヤ

以上

資料7

甲第九十八号

鈹泉取締規則別紙之通相定ム

但シ従前既ニ許可ヲ得タルモノモ此規則ニ拠リ許可ヲ得タルモノモ此規則ニ

拠リ更ニ来ル明治十八年一月三十一日迄ニ出願スヘシ

右布達候事

県令代理

明治十七年十一月廿六日 群馬県大書記官 森 醇

鉱泉取締規則

第一条 鉱泉浴ヲ以テ浴用ニ供シ營業スル者ハ第壹号書式ノ願書へ現品相添エ所轄郡役所ヲ經テ県庁へ出願スベシ

但同質ノ鉱泉ニテ数人營業スルモノハ連署願出ルモ苦シカラス

第二条 鉱泉ヲ服用ニ供スル為販売スル者ハ第二号書式ノ願書へ現品相添へ前条同様差出スヘシ

但第一条第二条共県庁ニ於テ分析既済ノ分ハ現品ヲ添ユルルニ及ハス其分析表並効能書ヲ付スヘシ又現品ヲ添ユルモノハ其現品ハ直ニ県庁へ差出スモ苦シカラス尤採酌方ハ別記採酌法ニ拠ルヘシ

第三条 県庁ニ於テハ分析上左ノ種類ニ適當スルモノハ營業ヲ許可シ分析表並効能書ヲ下付スヘシ

但單純温泉ハ効能書ヲ付セス (以下略)

(群馬県立文書館行政文書『明治十七年 本県甲号達 知事官房』 知八四A一五八)

資料8 (文書番号11の文書より)

受領印(群馬県警察部 4.12.4 第4681号)

警収第一九六八六号

本月廿四日付衛第三五九四号ヲ以テ御照会ノ趣了承右当管内長崎伊三郎カ販売ニ係ル冷鉱泉ハ効能用法用量ヲ明記スル等公衆ヲシテ医師ノ力ニ依ラス薬剤トシテ治病ノ目的ニ使用セシムルノ装置ヲ為シ販売スルモノニナルカ將又樽詰等ヲ為シタ

ルモノナルカ前者ニアリテハ売薬トシテ取締ルヘキ必要ヲ認ムルモ後者ニアリテハ其必要ナキモノト思料セラレ候条一応御取調ノ上御回報相処分成度此段及回答候成也

明治四十四年十一月廿九日

長野県警察部 印

群馬県警察部長殿

御中

資料9 (文書番号11の文書より)

警察部 衛生課 富田巡查

警察部長 衛生課長 課僚

警務長名

松井田警察署長宛

鉱泉販売取締ニ関スル件

十月十六日付第三、一五九号ヲ以テ復申ニ係ル碓氷郡細野村大字新井村吉田宇三郎ノ販売スル長野県諏訪郡下諏訪町長崎伊三郎発売ノ鉱泉ハ鉱泉取締規則ニヨリ許可ヲ得ベキ管ナルニ許可ヲ得ザルノミナラズ同鉱泉容器ニ貼付スル「ペイパ」ニ内務省御試験済ノ文字ヲ記載セシ所為ハ明治二十六年一月内務省令第一号衛生試験所ノ保証又ハ試験済ナル文字ヲ記入禁止並試験成績書記載方ノ件ニ違背セシモノト被認候条相当処置セラルベシ

追テ処分ノ結果詳細復申セラルベシ

資料10 (文書番号12の文書より)

受領印(群馬県警察部 44.11.1 第 4040 号)

警察部長 印 衛生部長 印 印

衛収第一〇九五

明治四十四年十月二十日

愛知県警察部 印

群馬県警察部御中

本月二十六日付衛第四〇四号ヲ以テ御照会相成候鈹泉採酌販売ニ関スル件ハ左記ノ通りニ有之候此段及回答候也

一 該營業取締ニ関スル規則ハ制定無之候

二 本県ニ於ケル売薬規則外薬剤トハ人畜治病ノ目的ヲ出スシテ蚤取、蠅取、蚤虱失薬、蚊遣香等動物ヲ殺除シ及飲食物ノ腐敗臭気等ヲ防止ルカ為ニ調製販売スル者ヲ云フト規定シアリ依テ鈹泉ハ売薬規則外ト取扱ヒ居ラズ

三 効能、用法、用量等ヲ附シ販売スルモノハ売薬トシテ取扱フノ趣旨ヲ採レリ依テ貴市ニ於テ橋本作置ナル者ノ販売スルハ代鈹泉(本品ハ富山県水見郡八代山ヨリ湧出スルモノニシテ富山県ニ於テハ同県制定ノ鈹泉取締規則ニ拠リ

採酌販売ヲ許可シアル故)ニ対シ売薬規則違背トシテ訴告セシ処第一審ニ於テ売薬トハ其ノ単味ナルト復味ナルトヲ論セス薬品ヲ調劑製造シタルモノナ

ルヲ要シ天然ニ湧出スル鈹泉其俣ノ物ニ薬味用法効能書ヲ添付販売シタル事
実ニ依リテ売薬ヲ調劑シタルモノト認ムル能ハサルノ理由ヲ以テ無罪ノ判決
ヲ与ヘラレ候事ノ控訴アリシモ原判決ヲ相当トシテ棄却セラレタリ

以上

資料11

磯野警察医ノ主管ニ属スル事項

一 売薬及薬品栄養ニ関スル事項

二 阿片取締ニ関スル事項

(略)

六 鈹泉ニ関スル事項

(略)

六 鈹泉

願出 鈹泉營業 浴用 内服用法 分析表 効能書添付(郡市役所経由) (三、七、四、五)

許可 指令公布(慣例)

不許可 同断

発見届出 届書ヲ受理シタルトキハ警察署ニ指示シテ調査セシム(慣例)

統計 警察署ヨリ提出シタル浴客数統計 (四)

警察署 八月報 一九号ヲ以テ浴客数ノ翌月五日限り報告 (元、四、四)

(備考) 引用した資料については、用紙枠内の内容を筆耕した。枠外の割印等は省略したものもある。内容を省略した場合は、(省略)、(略) で表した。傍線は筆者による。